令和８年（再イ）第１６１号
東京都足立区一ツ家１―15―11―403
再生債務者　池田　朋樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５４号
千葉県船橋市高根町717番地７
再生債務者　羽根田　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１３０号
東京都新宿区四谷４－７―703
再生債務者　ロベル真夕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１６号
栃木県足利市八幡町569番地10
再生債務者　原田　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第３２号
千葉県八千代市勝田台北３丁目21番19号　ｊｙｕｔｏ勝田台Ⅱ205号室
再生債務者　市川明日香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６号
千葉県成田市美郷台１丁目３番地３
再生債務者　松村　　賢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第４０号
東京都江戸川区西一之江３－２－８―304
再生債務者　伊東　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１２号
長崎県長崎市晴海台町31番地８
再生債務者　山田　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６０号
埼玉県蕨市北町５丁目６番10号　Ｄａｎｄｅ　Ｌｉｏｎ Ⅰ―103号
再生債務者　小川　裕子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第９２号
千葉市稲毛区小深町69番地　リビングタウン稲毛の杜Ａ棟202号
再生債務者　引地　光則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３６号
愛知県安城市今本町７丁目３番地７　コーポＡＭＡＮＯⅢ―104
再生債務者　芹澤　克巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１０号
栃木県足利市山下町1513番地１
再生債務者　植木美枝子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
宇都宮地方裁判所足利支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年９月２日
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［２］⑶の次に次のとおり加える。
⑷　令和８年熊本地震に伴う料金調整（東九州自動車道広域迂回料金調整）
①　料金の調整を行う自動車
④に定めるインターチェンジ相互間を、⑤イに掲げる指定インターチェンジから流出し、⑤ロに掲げるいずれかの指定インターチェンジから再流入し、又は⑤ロに掲げるいずれかの指定インターチェンジから流出し、⑤イに掲げる指定インターチェンジから再流入し、当該流出から再流入までの時間が６時間以内であって、順方向に走行するＥＴＣ車
②　料金調整を適用した後の料金の額
①に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、九州縦貫自動車道鹿児島線を経由して連続して走行した場合の通行料金を上限とする。
③　実施期間
令和８年８月７日から令和８年８月16日までとする。
④　実施区間
九州縦貫自動車道鹿児島線の松橋インターチェンジ以北（ただし、九州縦貫自動車道鹿児島線の小郡鳥栖南スマートインターチェンジから松橋インターチェンジまでを除く。）の各インターチェンジと九州縦貫自動車道鹿児島線のえびのインターチェンジ以南の各インターチェンジ又は東九州自動車道の日向インターチェンジ以南の各インターチェンジの相互間
⑤　指定インターチェンジ
イ　東九州自動車道の佐伯インターチェンジ
ロ　延岡南道路の起点及び延岡南インターチェンジ（ただし、延岡南道路と東九州自動車道の門川インターチェンジ以南の区間とを連続して走行する場合に限る。）
⑥　その他
１．［２］⑵の各割引については、②に定める料金調整を適用した後の料金の額に対して適用する。